

災害に備えた避難行動要支援者名簿 の対象者要件・範囲の変更について

● 避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法により避難行動要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方を対象とした名簿で、作成は市町村長の義務とされてます。

これまで本市では、「芦別市地域防災計画」に基づき、平成27年度に避難行動要支援者の要件・範囲を設定した「芦別市避難行動要支援者支援プラン」を策定し、避難行動要支援者名簿を作成してきました。

● 避難行動要支援者名簿の対象者要件・範囲

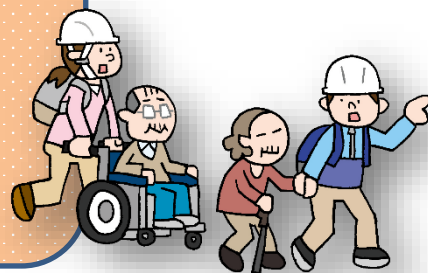
当初市が策定した避難行動要支援者の要件・範囲は要配慮者の要件を基準としていることから、支援が無くても自力で避難できる方が多く含まれており、避難時に自力で避難が困難な要支援者の迅速な避難対応や安否確認を優先的に行える支援体制の強化を図るため、対象者要件・範囲を見直しました。

■ 避難行動要配慮者

- ・ 高齢者
- ・ 障がい者
- ・ 乳幼児
- ・ 妊婦など幅広い層

■ 避難行動要支援者

- ・ 要配慮者のうち
自力で避難が困難な方



● 自力で避難が困難な人の要件とは

要配慮者のうち、つぎの方々を自力で避難が困難な方の要件とします。

- ・ 要支援及び要介護認定を受けている方
- ・ 身体、知的、精神の障害手帳をお持ちの方
- ・ 特定疾患等の方

のうち、一定の範囲の方

～裏面へ～

● 自力で避難が困難な方の範囲とは

1 要支援及び要介護認定を受けている方の範囲

- ① 要介護認定3～5の認定を受けている者
- ② 要支援1・2、又は要介護1・2で、認知症高齢者の日常自立判定基準Ⅲ～M判定を受けている者
- ③ 要支援1・2、又は要介護1・2で、障害高齢者の日常自立判定基準B・C判定を受けている者

2 障がい者手帳等をお持ちの方の範囲

- ① 視覚障害1・2級の者
- ② 聴覚障害2級の者
- ③ 肢体不自由（上肢）1・2級の者
- ④ 肢体不自由（下肢・体幹）1・2級の者
- ⑤ 心臓機能等内部障害（心臓・腎臓・呼吸器）1級の者
- ⑥ 療育手帳A・B判定を所持する者
- ⑦ 精神障害保健福祉手帳1・2級を所持する者



3 指定難病患者の方の範囲

- ① 難病患者等（筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症・パーキンソン病）の者

4 その他

- ・その他支援を要すると申出がある者（個別避難計画作成者等）

※ これまでに「個別避難計画」を作成している方で、変更後の要支援対象者要件・範囲に該当しない方は、その他支援を要すると申出がある者として引き続き避難行動要支援者とします。

■ 避難行動要支援対象者の方へ

災害対策基本法では、避難行動要支援者の迅速な避難対応や安否確認のため、連絡先や避難時の支援者及び避難場所や避難経路等を記載した「個別避難計画」作成を市町村長の努力義務としています。

これまでも、書面等で計画作成のご案内を行ってきたところですが、今後は、対象者と関わりのある市職員からもご案内いたしますので、計画作成を進めてください。また、不明なことや相談がある場合は、お問合せください。



問い合わせ先

市役所 総務防災課 危機対策係

TEL：0124-27-7058（直通）